**「代筆理由書」取り扱い留意事項**

福祉サービス利用援助契約書に基づく「預かり書」「返還に関する合意書」「代行委任届・代理人届」は、本人の自筆での署名を原則とする。

ただし、やむを得ず代筆する場合は、以下の点に留意し、取り扱うこととする。

①代筆理由書の作成

家族等の代筆者から、福祉サービス利用援助契約の締結が利用者本人の意思に基づくものであることなどを「代筆理由書」により証明してもらうこととする。

なお、書類への代筆、代筆理由書の作成に関しては、複数の面前で行い、その時の状況等を記録に残しておくこと。

②代筆者の選定

代筆者の選定にあたっては、本人との利害関係に注意するものとする。

③実印による押印

代筆理由書への押印は、本人の実印を使用することが望ましいが、実印がない場合は認印を使用する。

注）代筆により作成された書類は「本人の意思表示」としての証明は弱く、後日、無権代理行為として、取引の無効を主張される危険性があることに注意すること。

　　したがって、書類への代筆、代筆理由書の作成に関しては、複数の面前で行い、その

時の状況等を記録に残しておくことが重要である。

**代 筆 理 由 書**

令和 年 月 日

私○○○○は、利用者○○○○の意思に基づき福祉サービス利用援助契約にかかる下記書類への代筆をいたします。

記

１．利用者 氏 名 　 （印　字） 　印

住 所 　（印　字）

２．代筆書類

　　　　　　□預かり書

　　　　　　□預かり書類等の返還に関する合意書

　　　　　　□代行委任届

　　　　　　□代理人届

　　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　）

３．福祉サービス利用援助契約にかかる書類の代筆者およびその理由

（１）代筆者 氏 名 印

住 所

（２）利用者との関係

（３）理 由